

遺言・遺言信託

「相続」を「争続」にしないために、
愛する家族がバラバラにならないために、
全ての人にとって「遺言」は必要なものです。

あなたが抱える不安を「安心」に変えるお手伝いをしています。

1 遺言必要度診断

1つでも該当する方はご相談ください

✓ 人的問題点

- 離婚・再婚をしている方
- 子供のいない夫婦
- 子供が複数いる夫婦
- 独身・事実婚の方
- 相続人以外に財産を渡したい方
- 特定の相続人に財産を渡したくない方

✓ 財産的問題点

- 相続財産のほとんどが不動産である
- 不動産を共有している
- 自己の土地の上に相続人が建物を建てている
- 事業をしている



2 遺言を作成するメリット

✓ 遺産を巡る争いを未然に防ぐことができます！

遺言書がないために、今は家庭円満でも相続を契機に親族間の関係が悪くなるかもしれません。

✓ 残された家族が遺産をすぐに活用出来ます！

遺言書がないと、相続人が遺産を活用するためには相応の時間がかかります。

✓ 特定の人に残したい財産を承継させられます！

不動産を共有していたり、自己の土地の上に相続人の建物がある場合は、特定の人に財産を承継させる必要があります。

2 遺言信託で更に安心！

✓ 貴方が遺した遺言を専門家が実現いたします！

遺されたご家族が面倒な手続きで煩わされないように、貴方の遺言執行者となり、遺言を素早く、正確に実現いたします。

相続手続代行 (遺産整理業務)

リーガルパートナーズ

相続が発生した場合、まずは戸籍謄本を取り寄せて相続人を確定させる事から始めます。その後、相続財産の範囲を確定させ、それをどのように承継するか相続人間で話し合い、決定した事項を遺産分割協議書としてまとめ、各種手続きのために役所や法務局、銀行、証券会社等に出向くといったことを行います。

これを一人で最後まで行うには、大変な労力と時間が必要です。



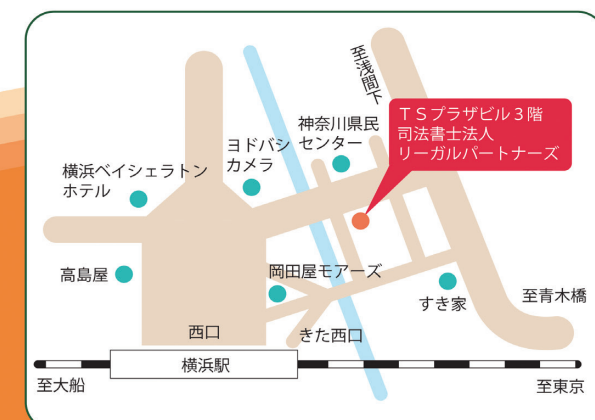
リーガルパートナーズでは、そんな相続人の良きパートナーとして、税理士、弁護士、土地家屋調査士、社会保険労務士、不動産鑑定士などの各士業と連携して、煩わしい相続手続を最初から最後までフルサポートしています。

一人で抱え込まず、まずはリーガルパートナーズにご相談ください。



司法書士法人リーガルパートナーズでは上記以外にも
不動産登記・商業登記・成年後見・裁判業務について各種取り扱っております。お気軽にご相談ください。

〒221-0835
横浜市神奈川区鶴屋町二丁目 23 番地 2
TSプラザビル3階
司法書士法人リーガルパートナーズ
☎045-290-5810
受付時間 9:00 ~ 18:00 (定休日: 土・日)



●お問い合わせの際に「相鉄不動産販売の選べるサービスリストを見て」とお伝えください。